

江別市住民基本台帳カードの利用に関する条例(案)の制定について

1. 制定の目的

住民基本台帳法第 30 条の 44 第 12 項の規定に基づき、同条第 1 項に規定する住民基本台帳カードの利用目的に関し必要な事項を定めることを目的に、条例を定めるものです。

2. 条例(案)の概要

(1) 利用目的

住民基本台帳カードを利用して、コンビニエンスストア(※1)設置の多機能端末機による証明書(※2)の交付及び江別市役所窓口の受付端末機による証明書の請求サービスを新たに提供いたします。

※1 全国のセブン-イレブン、ローソン、サークル K サンクス、ファミリーマート(予定)

※2 住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄本等、戸籍の附票及び地方税に係る証明書のうち規則で定めるもの(所得証明書及び課税証明書)

(2) 利用申請

上記サービスを受けるには、利用申請が必要になります(満 15 歳未満の者及び成年被後見人は利用ができません)。

(3) サービス開始時期

平成 26 年 4 月 1 日(予定)

【参 考】 住民基本台帳法(抄)

第 30 条の 44 住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長(以下この条において「住所地市町村長」という。)に対し、自己に係る住民基本台帳カード(その者に係る住民票に記載された氏名その他政令で定める事項(以下この条において「カード記載事項」という。)が記載され、かつ、当該住民票に記載された住民票コードが記録された半導体集積回路(半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和 60 年法律第 43 号)第 2 条第 1 項に規定する半導体集積回路をいう。)が組み込まれたカードをいう。以下同じ。)の交付を求めることができる。

2～11 省略

12 市町村長その他の市町村の執行機関は、住民基本台帳カードを、条例の定めるところにより、条例に規定する目的のために利用することができる。